

令和4年度
(ディスクロージャー誌)

J Aアグリあなんのご案内



阿 南 農 業 協 同 組 合

J A 紹領

—わたしたち J A のめざすもの—

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帶等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。

さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を確実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J Aへの積極的な参加と連帶によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J Aを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

プロフィール

○設立	平成3年9月1日
○本所所在地	徳島県阿南市桑野町上張15
○営業地区	阿南市及び那賀郡那賀町の区域 (ただし、阿南市那賀川町及び阿南市羽ノ浦町の区域を除く)
○出資金	1,434百万円
○総資産	115,493百万円
○貯金	109,762百万円
○貸出金	6,060百万円
○長期共済保有高	232,523百万円
○役員数	27人
○職員数	176人 (常用的臨時雇用者含む)
○単体自己資本比率	11.48%

目 次

ごあいさつ.....	1
1. 経営理念.....	2
2. 経営方針.....	2
3. 経営管理体制.....	2
4. 事業の概況（令和4年度）.....	3
5. 農業振興活動.....	8
6. 地域貢献情報.....	8
7. リスク管理の状況.....	9
8. 自己資本の状況.....	18
9. 主な事業の内容.....	19
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表.....	36
2. 損益計算書.....	37
3. キャッシュ・フロー計算書.....	38
4. 注記表.....	39
5. 剰余金処分計算書.....	57
6. 部門別損益計算書.....	59
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認.....	61
8. 会計監査人の監査.....	61
II 損益の状況	
1. 最近5事業年度の主要な経営指標.....	62
2. 利益総括表.....	63
3. 資金運用収支の内訳.....	64
4. 受取・支払利息の増減額.....	64
III 事業の概況	
1. 信用事業	
(1) 賀金に関する指標.....	65
①科目別賀金平均残高	
②定期賀金残高	
(2) 貸出金等に関する指標.....	66
①科目別貸出金平均残高	
②貸出金の金利条件別内訳残高	
③貸出金の担保別内訳残高	
④債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤貸出金の使途別内訳残高	
⑥貸出金の業種別残高	
⑦主要な農業関係の貸付金残高	
⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪貸出金償却額	
(3) 内国為替取扱実績.....	70
(4) 有価証券に関する指標.....	71
①種類別有価証券平均残高	
②商品有価証券種類別平均残高	

③有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	72
①有価証券の時価情報	
②金銭の信託の時価情報	
③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティ ブ取引	
2. 共済取扱実績	73
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	75
(1) 購買事業取扱実績	
①受託購買品	
②買取購買品	
(2) 販売事業取扱実績	
①受託購買品	
②買取販売品	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 農業経営事業取扱実績	
(5) 加工事業取扱実績	
(6) 利用事業取扱実績	
(7) 指導事業	
IV 経営諸指標	
1. 利益率	79
2. 貯貸率・貯証率	79
3. 職員一人当たり指標	79
4. 一店舗当たり指標	79
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	80
2. 自己資本の充実度に関する事項	81
3. 信用リスクに関する事項	82
4. 信用リスク削減手法に関する事項	85
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	88
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	88
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	88
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	89
9. 金利リスクに関する事項	90
【J Aの概要】	
1. 組合員数	91
2. 機構図	92
3. 役員構成（役員一覧）	93
4. 組合員組織の状況	94
5. 特定信用事業代理業者の状況	95
6. 地区一覧	95
7. 沿革・歩み	95
8. 店舗等のご案内	96

ごあいさつ

第三次中期経営計画の初年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、感染者数は日々発生していますが、アフターコロナを見据えた生活様式の変化が見られた、落ち着いた状況となっていました。

しかし、農産物については外出自粛が続き、外食産業の低迷、イベント等の販促推進活動の制限により、農産物の販路復活とはなりませんでした。

特にJAアグリあなんの基幹作物である水稻については、消費低迷が依然として改善せず、米価は低価格基調で進みました。

また、深刻化するウクライナ情勢を背景として、肥料など農業に必要な生産資材や燃油の高騰が続き、農家経営に大きな打撃を与えました。高騰対策としてJAは国・県・市と協調し価格上昇分の支援により農家組合員の事業維持・継続に取り組みました。

経済部門ではふるさと共創事業により、那賀管内において移動購買店舗車の運用を開始するとともに、相生支店内にコインランドリーを設置し、地域の利便性向上に努めました。

信用事業では、長引くマイナス金利政策の影響による収支悪化を見据え、那賀西部支店を購買店舗、地域のコミュニティスペースに改装し、また移動金融店舗車を導入することで効率的な人員配置、運用の見直しにより、地域の利便性の維持に努めました。

共済事業では、地域に根ざしたJAとして、3Q訪問活動を通して、充実した保障を提供しました。

さて当JAを含む県下9JAは、経営基盤の強化と組合員・利用者へのサービス向上のため、令和5年3月に臨時総代会を開催し、令和6年4月から徳島県農業協同組合として合併することについて承認を頂きました。

ここに、令和4年度事業報告をご案内するとともに、今後も皆さまがJAアグリあなんをさらにご利用いただくための一助としてご高覧ください。

阿南農業協同組合

代表理事組合長 木 村 晃

1. 経営理念

組合員のみなさまに「安心」と「満足」を提供し、地域に「信頼」され「必要」とされる魅力ある事業の展開と健全な経営を目指します。

2. 経営方針

- 安全、安心な農産物の提供と地域農業の振興
- 組合員の負託に応える事業改革
- 経営の健全化・高度化への取り組み強化
- 協同活動の強化による組織基盤の拡充と地域の活性化

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務を執行しています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務を執行する理事には、組合員各層の意思を反映させるため、女性理事の登用をしています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置しガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和4年度）事業活動の内容

(1) 営農指導

生産資材の高騰が農業者の収益減となっており、行政や関係機関の支援事業申請サポートを行いました。また、「みどりの食料システム戦略」の実践や新規就農者の確保、中核的経営体の育成に取り組みました。

女性部活動では、ペットボトルのキャップ集めを通じた支援やJA祭への参加により徐々にではありますが活動を行いました。

- 国のGX（グリーントランスフォーメイション）事業や農業用燃油高騰対策・肥料高騰対策等の支援を通じ農業者の費用圧縮に努めました。
- 施設園芸のIPM（総合的病害虫・雑草管理）の技術確立による、労働力低減等の普及活動に取り組んでいます。
- 胡瓜研修ハウスを開設し、新規就農者サポート体制の充実を図りました。
- 人参DB製函機の顧客ニーズに対応した導入支援を行い、生産者の負担軽減に取り組みました。
- 鳥獣被害対策整備では、福井町地区に国補事業を活用したワイヤーメッシュ5,510mを設置し作物被害の低減に努めました。
- JAアグリあなん祭を阿南市ANAN活竹祭と合同開催し、組合員や地域住民に日頃の感謝を届け、女性部や青壮年部、JA役職員総動員で地域との交流や絆を深めることに努めました。

(2) 信用事業

顧客の生活メインバンク化をすすめ、貯金残高の増額に取り組みました。また、貸出金残高の伸長に取り組み、新たな融資専任職員を育成しました。

- 個人貯金の増加に向け、定期・定積キャンペーン、給振・年金口座獲得に取り組みましたが、個人貯金残高92,194百万円（計画対比98.1%）、総貯金残高109,762百万円（計画対比98.0%）の実績となりました。年金受給口座については375件を新規獲得し、契約件数は8,259件（期首対比225件減少）となりました。
- 融資専任職員を2名配置し、経済部との連携による農業資金融資の提案を行い、

12件で86百万円の実績を挙げました。JAバンクローンについては、住宅ローン（リフォームを含む）17件325百万円、その他ローン76件115百万円の実績となりました。

- 国債等の有価証券を販売するために必要な資格について、証券外務員試験1種16名、2種4名、内部管理責任者7名が取得しました。また、農業融資実務検定1名、住宅ローンアドバイザー1名、AMLオフィサー認定試験10名、FP技能検定2名の各種取得に加え、iDeCo（個人型確定拠出年金）等の金融商品研修、窓口担当者を対象としたロールプレイング大会、渉外担当者への内部研修等で職員のスキルアップに取り組みました。
- コンプライアンス意識を向上させるための研修や、マネーローンダーリング及びテロ資金供与対策研修を実施することにより、金融店舗窓口における不正な取引の発生防止に繋げました。

(3) 共 濟 事 業

3Q訪問活動による近況確認を通じて加入内容の確認と保障点検を実施し、生命保障を中心とした保障提供と「くるま分野」では、クルマスターを中心とした自動車共済の普及拡大、保障内容の充実に向けたグレードアップに取り組みました。また、Webマイページの登録促進とキャッシュレス・ペーパーレス手続きの向上に取り組みました。

- 3Q訪問活動により、9,752人の契約者の皆さんに加入内容の確認と世帯内の保障点検を実施しました。共済未加入者への「はじまる活動」によるニューパートナーの加入実績は109人でした。
- 生命保障を中心とした保障提供は、生命・年金共済新契約382件（うち純新規316件）、建物共済新契約593件（うち純新規295件）となり、長期共済新契約は生命・建物保障の合計で975件の実績となりました。
- 自動車共済の総契約件数は7,163件となり、うち新規件数は257件、クルマスターについては1,002件の実績となりました。保障内容の充実に向けた継続契約のグレードアップ実績については前年比87.6%、車両保障付帯実績は3,941件（付帯率55.0%）、自賠責共済の新契約実績は2,548件でした。
- 利便性向上と業務の効率化に向けた取り組みであるWebマイページの登録者数は累計で469名、ペーパーレス契約は97.4%、キャッシュレス手続きは

91.6% の実績となりました。

(4) 購買事業

生産資材等の高騰を受けましたが、農業者の所得増大と農業生産の拡大を重点実施項目とし、仕入価格の低減・特別価格対策品の提供及び安定的な商品供給を図り、継続的な農業生産の維持に努めました。

また、魅力あるJA購買事業を計画し、ふるさと共創事業の実施やJA祭・給油所のリニューアルなど、必要とされるJAづくりに邁進しました。

- 生産資材部門では、肥料・燃油・資材の価格高騰の影響により、原料・商品在庫の不足が懸念されましたが、各品目に於ける価格交渉を行い、安定的な数量確保に努め、手数料を抑制した特別価格対策品等の提供に取り組みました。また、農作業省力化の取り組みとして農薬散布や土壌改良剤散布を行いました。
- 生活資材部門では、那賀町に於いて移動販売車「スマイル号」の運用や、旧那賀西部支店を活用した宮浜事業所の開所により、日用品の安定的な提供に努めました。また、組合員のニーズに沿った住宅関連のリフォームや白蟻対策・地盤沈下対策など商材の拡大に努め、顧客満足度向上につながりました。
- 阿南給油所では計量器の入替や洗車機の一部リニューアルなど、利用者の満足度向上に取り組みました。
- 購買品取扱高は、生産資材 1,650,401 千円、生活資材 1,136,643 千円で総取扱高 2,787,044 千円となり計画対比 108.8% の実績となりました。

(5) 販売事業

本年度の販売事業については、減少していた外食需要が徐々に回復し、業務関係への供給が増加傾向となり、量販店等の一般消費向けの需要についても増加し、比較的安定した販売環境となりました。

- 新規格のすだち小袋を初出荷より取り組みました。
- 洋蘭・すだち出荷資材の見直し・統一に取り組みました。
- 地産地消およびPR活動として、学校給食への供給に取り組みました。
- 販売品販売高の総額は、3,208,010 千円(計画対比 104.7%) の実績となりました。

(米穀部門)

米は、早期米の主産地である鹿児島・宮崎・高知にて前年価格より下げでのスタートとなつたため非常に厳しい商談環境となりましたが、販売交渉を重ねた結果、前年を上回る買取販売をすることが出来ました。

集荷については、出穂前の曇天でやや穗数が少ない状況でしたが、以降は天候に恵まれ順調な生育となり、139,019袋（計画比99.3%）の集荷実績となりました。

(野菜部門)

たけのこは、4月5月が裏年で数量は少なく単価高での販売となり、生産年度の変わる12月以降については、単価は前年より下がりましたが、表年ということで数量が多く前年数量対比553%の集出荷量となりました。

きゅうりは、4月～6月までの令和3年産、11月～3月までの令和4年産ともに品質良好で数量増となり、高単価で堅調な販売となりました。

洋人参は、4月は安値で推移して厳しい販売でしたが、生産年度の変わる3月については、露地物と切り替わりがスムーズにでき、例年並みの単価で販売する事が出来ました。

(果実部門)

すだちは、業務筋の回復と販売開始当初より小袋での量販店対応で好調荷動きとなり例年以上の販売となりました。

いちごは、昨年同様クリスマス需要期に数量が減少していたため高単価で推移し、年明け以降も数量減・単価高での販売となりました。

ゆずは、不作ということで数量については減少しましたが、品質良好で腐敗果も少なく堅調な販売となりました。

(花卉部門)

花卉全般は、天候による被害等も特になく順調な生育となり、前年並みの集荷量となりました。

販売面についても概ね順調で、金額・単価は前年を上回る販売となりました。

(6) 加工事業

本年度の集荷実績は「ゆず」が464t（計画比55%）、「すだち」は62t（同69%）、「ゆこう」は23t（同37%）の結果となり、非常に少ない集荷実績となりました。

品質面では、集荷後に腐敗による搾汁率の低下を懸念していましたが、少量に加え原料の管理強化により、効率よく作業が進み製品の必要量を確保することができました。

販売面では、「ゆず」は今秋までの販売数量を把握し、在庫調整を行いながらの販売となり136,488千円（計画比75%）となりました。一方「すだち」「ゆこう」は前年度県下全域で、販売に苦戦する産地が多く、在庫過多の状態となっていましたが、本年度の極端な不作により引き合いが強まり、販売が好転し「すだち」は23,034千円（計画比126%）、「ゆこう」は3,833千円（同136%）の結果となりました。

また、すだち皮を関西企業に全量販売することができ、販路拡大と産業廃棄物処理量の減少に繋げました。

食に対する「安全」「安心」を第一に衛生管理を徹底し、品質規格書・安全証明書を提示することにより、卸、仲卸など全ての取引先に継続していただけるよう努めました。

製品販売高は、189,040千円（計画対比82%）の実績となりました。

(7) 農業経営事業

研修ハウスでは、8月定植より72aの内25aを試験的に大玉トマトに切り替え人件費等の圧縮に努めました。収穫量は県基準を確保しましたが、生産費の増加により収支については昨年より改善したものの厳しい状況は続いています。

水稻栽培では、7haを借り受け、地域の担い手として栽培するとともに、品種試験や肥料・農薬等の試験も実施しています。

5. 農業振興活動

- ◇ 多様な農業者による地域農業の振興
- ◇ マーケットインにもとづく販売力の強化
- ◇ 「食」「農」「地域」「JA」に対する理解の醸成
- ◇ 地域実態をふまえた担い手育成・確保と労働支援
- ◇ 担い手経営体への総合事業提案
- ◇ JAくらしの活動を通じた地域コミュニケーションの活性化
- ◇ 組合員のアクティブ・メンバーシップの確立 など

6. 地域貢献情報

- ◇ 連携強化による地域経済の活性化
- ◇ JA年金友の会
- ◇ 交通安全教室
- ◇ 市町村の文化祭への参加
- ◇ 地域学童の安全を守る（子どもを守ろう）
- ◇ 献血運動
- ◇ 地域の清掃活動
- ◇ 市民農園の取り組み
- ◇ 施設農業者への経営支援に関する取り組み
- ◇ 担い手等への経営支援に関する取り組み
- ◇ 活力ある地域づくり応援に関する取り組み
- ◇ 新型コロナウイルス影響拡大を踏まえた農業者・事業者等に対する資金繰り支援や相談窓口の設置などの対応 など

7. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高め、組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、有効な内部管理態勢を構築することにより、直面する様々なリスクに適切に対応するため、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

1. 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変

動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4. オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続の各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

6. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

◇ 法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

◇ 金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口は最寄りの各支店で行っております。

(電話：本部（金融課）0884-26-1815（月～金：午前8時30分～午後5時）)

2. 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）

民間総合調停センター〈大阪府〉

岡山弁護士会岡山仲裁センター

1. の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、兵庫県弁護士会、愛媛弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話 : 03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、1.の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇ 貸出運営についての考え方

貸出は、組合員の経済的・社会的地位の向上および地域社会の発展に寄与することを目的とし、次の原則に基づいて行っています。

1. 安全性の原則

確実な回収を確保するため貸出先の弁済能力を確認し、担保、保証による補完措置を講じています。

2. 収益性の原則

この組合の健全経営を保持する為、適正な収益を確保できるものでなければ

ばならないとしています。

3. 成長性の原則

貸出は、貸出先の成長に寄与するとともに、この組合自らの成長にも貢献するものでなければならないとしています。

4. 公共性の原則

公共の利益と地域経済の発展に寄与するものでなければならないとしています。

5. 流動性の原則

流動性を追求し、収益性と二律背反する場合は流動性を優先するとしています。

◇ 個人情報保護方針

阿南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆さまの個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ

公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、第16条第4項に規定するデータをいいます。

8. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 当組合は、個人情報について、適切な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇ 情報セキュリティ基本方針

阿南農業協同組合は、組合員・利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関

係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 金融円滑化にかかる基本の方針

J Aアグリあなん（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。
3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換し連携に努めます。
6. 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑な措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備しております。
具体的には、
 - (1) 組合長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における

金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 各支店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店等における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

8. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、11.48%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内 容
発行主体	阿南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	1,434百万円 (前年度1,460百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーション・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え

自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

□ 信 用 事 業

当JAは、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業（JAバンク）は、JA・信連・農林中金が組合員・利用者の皆さんに「便利・安心」をご提供するために実質的にひとつの金融機関として、一体的な事業運営を行っています。

○ 貯 金 業 務

組合員・地域の皆さんがJAに貯金された大切なお金は、各種の生活資金、事業資金等に融資されております。

当JAでは、このような資金を安定的かつ豊富に確保するため、貯蓄推進活動に取り組んでおります。

また、組合員の方からの貯金の他にも、地方公共団体、関連団体、企業、地域の皆さんからも幅広くお預かりいたしております。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金等の各種貯金を目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

那賀町の指定金融機関をはじめ、徳島県および阿南市の収納代理金融機関として、各種税金等の収納事務も行っております。

また、当JAでは、各種公共料金のお支払い、年金のお受取り、給与振込等もご利用いただけます。

□ 商品のご案内

☆ 主な貯金の種類

(令和5年4月1日現在)

種類	内容	期間	お預入れ金額
当座貯金	お支払いに手形・小切手をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。		
普通貯金	いつでも自由に出し入れができる貯金です。給与・年金などの自動受取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用いただけます。(決済用貯金の取り扱いもいたしております。)	自由	1円以上
通知貯金	まとまったお金の短期運用に適した貯金です。お引き出しの場合は、2日以上前にお知らせください。	7日以上	50,000円以上
スーパー定期貯金	最長5年までニーズにあった期間でお預入れできる定期貯金です。	1か月以上 5年以内 (期日指定方式 もございます)	1円以上
大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に適した商品です。		1,000万円以上
定期積金	目標を定めて無理のない資産の積立を行っていただくことができます。	6か月以上 10年以内	1,000円以上 (1回あたり)
積立式定期貯金	毎月のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6か月以上	1円以上 (1回あたり)

○ 貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金を融資しております。また、地方公共団体、農業関連産業などへも融資し、地域経済の質的向上、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しております。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付も取り扱っております。

また、当JAでは皆さまのメインバンクとしてお取引いただくため、ライフスタイルにあわせた各種ローンを取り揃え、融資の相談にお応えしております。

☆ 主なローンの種類

(令和5年4月1日現在)

種類	資金使途	融資金額	融資期間	担保・保証
フリー ローン	生活に必要な一切の資金および事業性資金（負債整理は除く。）	500万円以内	6か月以上 最長10年以内	三菱UFJニコス株式会社の保証が必要となります。
多目的 ローン	資金使途が確認できる生活に必要な資金（負債整理は除く。）	500万円以内	6か月以上 10年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
マイカー ローン	自動車・オートバイ等の購入資金および付帯費用	1,000万円以内	6か月以上 最長10年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
教育 ローン	入学時および就学時に必要な資金	1,000万円以内	6か月以上 15年以内 (在学期間+9年以内)	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
住宅 ローン	住宅の新築、購入（マンション、中古住宅を含む。）、住宅用の土地購入および借換	1億円以内	3年以上 最長40年以内	ご融資対象の住宅・敷地等の担保のほか、徳島県農業信用基金協会等の保証と、団体信用生命共済・火災共済（保険）への加入が必要となります。

種類	資金使途	融資金額	融資期間	担保・保証
リフォームローン	住宅の増改築・改裝・補修・付帯設備資金	1,500万円以内	6か月以上 15年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。団体信用生命共済への加入が必要となる場合があります。
カードローン	使途自由	500万円以内	1年間の更新	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。

農業関連資金

資金名		資金使途	貸出期間 ()内は据置期間	貸出金額
農業関連資金 農業資金	アグリマイティー資金	運転資金、設備資金等農業者および農業団体のあらゆる農業資金にご利用いただけます。	対象事業に応じて最長25(3)年以内	事業費の範囲内
	J A 農機ハウスローン	農機具等の購入・修繕資金・パイプハウス等資材購入および建設資金・格納庫建設資金	1年以上 ～最長10年以内	1,800万円以内
	J A 営農ローン	営農に必要な運転資金です。	1年ごとの自動更新	300万円以内
	J A 大型営農ローン	営農に必要な運転資金です。	1年ごとの自動更新	300万円超 1,000万円以内
	J A 交付金等つなぎ資金	国等の行政による農業者の成長・安定に向けた各種交付金等受領までのつなぎ資金	1年以内	支払われる交付金等相当額のうち、J A 口座に入金される金額の範囲内

	資金名	資金使途	貸出期間 ()内は据置期間	貸出金額
農業関連資金	(1号資金) 建構築物等 造成資金	畜舎、果樹棚、農機具 その他の農産物の生 産、流通又は加工に必 要な施設の改良、造成、 復旧(認定農業者のみ) 又は取得に要する資金	農機具等のみ ①認定農業者 7(2)年以内 ②認定新規就農者 10(5)年以内 ③その他 7(2)年以内 畜舎・果樹棚等を含む ①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	事業費の80% (認定農業者 100%(ただし、7号資金 の①及び②は 除く。))と次 の額のいずれか低い額 個人
	(2号資金) 果樹等植栽 育成資金	果樹その他の永年性植 物の植栽又は育成に要 する資金(認定農業者 以外は制限)	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(7)年以内 ③その他 15(7)年以内	1,800万円 (知事特認 20,000万円)
	(3号資金) 家畜購入 育成資金	乳牛その他の家畜の購 入又は育成に要する資 金	①認定農業者 7(2)年以内 ②認定新規就農者 10(5)年以内 ③その他 7(2)年以内	農業参入法人 15,000万円 農業を営む法 人等 20,000万円
	(4号資金) 小土地 改良資金	事業費1,800万円を超 えない規模の農地又は 牧野の改良、造成又は 復旧(認定農業者のみ) に要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 18(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	
	(5号資金) 長期運転資金	農業経営の規模の拡 大、生産方式の合理化、 経営管理の合理化、農 業従事の態様の改善そ の他の農業経営の改善 に伴い要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	

	資金名	資金使途	貸出期間 ()内は据置期間	貸出金額
農業近代化資金	(6号資金) 農村環境整備 資金	診療施設その他の農村 における環境の整備の ために必要な施設の改 良、造成又は取得資金	①農協等 20(3)年以内 ※個人は対象外	事業費の80 %(認定農業 者100% (た だし、7号資金の ①及び②は除 く。))と次の額 のいずれか低 い額 個人 1,800万円
	(7号資金) 大臣特認			
	①農村給排水 施設資金	農村における給排水施 設の改良、造成又は取 得に要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	(知事特認 20,000万円) 農業参入法人 15,000万円 農業を営む法 人等 20,000万円
	②特定農家 住宅資金	農業振興地域、過疎地 域、振興山村地域の家 族農業経営体の農業 者が行う農家住宅の改 良、造成又は取得に要 する費用で、一定の要 件に該当するもの	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	
	③内水面 養殖施設 資金	水田を利用した水産動 物の養殖施設の改良、 造成又は取得資金	15(3)年以内	
	①徳島県 農業担い 手育成資 金	農業近代化資金(1~ 4号資金)と同じ。 ただし、18歳以上41 歳未満で一定要件に該 当する方に限ります。	農業近代化資金の 各資金に同じ。	1,800万円以 内
県単制度資金	農業近代化資金の借受者のうち、一定要件に該 当する方に対し、上乗せ利子補給を行なう資金	②青年農 業士等經 營支援資 金	農業近代化資金(1~ 4号資金)と同じ。 県知事の認定する「青 年農業士」又は「指導 農業士」の方に限ります。	農業費の80% (認定農業者 は100%)と 1,000万円の いずれか低 い額

	資金名	資金使途	貸出期間 ()内は据置期間	貸出金額
農業関連資金	天災資金	「天災融資法」の発動により行われる、被害農業者等に対する資金です。	被害損失割合により異なります。	一般農業者は損失額の45%又は200万円(法人2,000万円)のいずれか低い額(※1)

(※1) 損失額の45%又は200万円(法人2,000万円)のいずれか低い額

(果樹栽培者・家畜等飼養者については、損失額の55%又は500万円(法人2,500万円)のいずれか低い額)

受託資金

	資金名	資金使途	期間 ()内は据置期間	貸出金額
受託資金 日本政策金融公庫	農業改良資金	生産・加工・販売の新部門の開始など新たな取り組みを応援する無利子の資金です。	12 (3) 年以内	個人5,000万円以内 法人15,000万円以内
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に支援する資金です。	25 (10) 年以内	個人 30,000万円以内 法人 100,000万円以内
	経営体育成強化資金	意欲と能力をもって農業を営む方の前向き投資を支援する資金です。	25 (3) 年以内	個人 15,000万円以内 法人 50,000万円以内 (負担額の80%以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害や社会的・経済的な環境変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金です。	15 (3) 年以内	一般 600万円以内 特認 年間経営費等の6／12以内 (※1)
	農業基盤整備資金	用排水路の改良、ほ場整備、農道整備など、生産基盤を整備するための資金です。	25 (10) 年以内	地元負担額
	青年等就農資金	新たに農業経営を開始する認定新規就農者を支援する無利子の資金です。	17 (5) 年以内	3,700万円以内
	日本政策金融公庫 国の教育ローン	高等学校・専修学校・短期大学・大学等へ入学及び在学するために必要な資金です。	18年以内 ※在学期間中は元金据置、利息のみの支払可能	学生・生徒 お一人につき350万円以内

(※1) 新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった方
貸出金額 一般：1,200万円以内、特認：年間経営費等の12/12以内

○ 国債等窓口販売業務

☆ 窓口販売の国債の種類

項目	個人向け国債		
金利タイプ	変動金利		固定金利
満期	10年	5年	3年
金利水準	基準金利×0.66 (半年ごとに変動)	基準金利－0.05%	基準金利－0.03%
金利の下限	0.05%		
利子のお支払い	年2回、ご指定の口座にお振込みいたします。		
発行頻度	毎月（年12回）		
購入単位	最低1万円から1万円単位		
販売価格	額面金額100円につき100円		
中途換金	発行から1年未満の中途換金は原則できません。 発行日から1年経過後に中途換金する場合は、中途換金調整額として、直近2回分の利子（税引前）相当額に0.79685を乗じた金額をお支払いいただきます。		

○ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、JAバンクの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取扱が安全・確実・迅速に行えます。

給与振込・年金振込等の口座振込、公共料金の口座振替、各種クレジットカードの代金決済等のお取り扱いを行っております。

○ その他業務およびサービス

当JAでは、全国統一の信用オンラインシステムであるJASTEMシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、住宅ローン相談会の実施やハウスメーカー、住宅営業担当者へのJA住宅ローン商品の説明・金利情報の提供などの活動を行い、皆さまのマイホーム建築等のサポートに努めております。

☆ その他の商品・サービス

種類	内容
J Aネット バンク	窓口やA T Mに行かなくても、ご自宅やお勤め先などのインターネットに接続されているパソコン、携帯電話等から、平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスが24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。
自動受取 サービス	給与・賞与・年金・農産物代金などをJ Aの貯金口座をご指定していただくことによって自動的にお受け取りになれます。受取日には確実に入金されますので、安心・便利です。
自動支払 サービス	公共料金・税金・授業料・J Aカード利用代金などをJ Aの貯金口座をご指定していただくことによって自動的にお支払いになれます。お支払いの手間が省けて便利です。
J Aキャッシュ サービス	J Aのキャッシュカード一枚で、県内はもちろん全国のJ Aバンク、ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン・イーネット（ファミリーマート等）のキャッシュコーナーで現金のお預け入れ、お引き出し、残高照会がご利用いただけます。また、J FマリンバンクやJ A以外のM I C Sマークの提携金融機関（銀行・信用金庫等）でも現金のお引出し、残高照会がご利用いただけます。なお、当県J AのA T M（現金自動取引機）は全てI Cキャッシュカード対応になっています。
J Aカード	ショッピングやレジャーなどにカード一枚で国内はもちろん海外の加盟店でご利用いただけます。また、お金が必要な時は全国のJ Aや提携カード会社のC D・A T Mにおいてキャッシングサービスが受けられます。ロードサービス付カード、キャッシュカード機能とクレジットカード機能が1枚になった便利な一体型カードもご利用いただけます。
E T C カード	有料高速道路料金所で、自動的に通行料金のお支払いができ、後日J Aカードご利用代金といっしょに自動引落しされます。

各種手数料等一覧表

令和4年11月4日より

為替種別			同一店舗	本・支店間	県内系統	県外系統	他金融機関	
送金		普通扱い	無 料	無 料	440 円	440 円	660 円	
為替手数料	窓口利用 (注1)	3万円未満	電信扱い	県内	110 円	220 円	550 円	—
			県外	—	—	—	550 円	550 円
			文書扱い	—	220 円	220 円	220 円	440 円
		3万円以上	電信扱い	県内	330 円	440 円	770 円	—
			県外	—	—	—	770 円	770 円
	振込		文書扱い	—	440 円	440 円	440 円	660 円
	自動機カード振込利用	電信扱い	無 料	110 円	330 円	330 円	330 円	
			110 円	220 円	440 円	440 円	440 円	
	JAネットバンク利用	電信扱い	無 料	無 料	215 円	215 円	215 円	
			無 料	無 料	275 円	275 円	275 円	
	JA法人ネットバンク利用	3万円未満	電信扱い	無 料	無 料	275 円	275 円	275 円
				無 料	無 料	385 円	385 円	385 円
		3万円以上	電信扱い	無 料	無 料	275 円	275 円	275 円
				無 料	無 料	385 円	385 円	385 円
		給与・賞与	電信扱い	無 料	無 料	110 円	110 円	110 円
		定時送金利 用		無 料	無 料	110 円	110 円	330 円
		3万円以上		無 料	無 料	220 円	330 円	440 円
代金取立	徳島手形交換所	普通扱い	—	小切手 無料	小切手 無料	—	小切手 無料	—
				手形 440 円	手形 440 円	—	手形 660 円	—
	県内・県外	至急扱い	—	無 料	880 円	880 円	880 円	880 円
		普通扱い	—	無 料	440 円	440 円	660 円	660 円
その他	送金・振込組戻料			1通につき				660 円
	不渡手形返却料			1通につき				660 円
	取立手形組戻料			1通につき				660 円
	取立手形店頭呈示料			1通につき				660 円
その他手数料	両替及び指定支払	両替および金種指定支払（一万円札を除く）が対象です。両替・金種指定支払は紙幣・硬貨の合計枚数です。窓口および担当者訪問による受付分を対象とします。 (ただし、①同一金種の新券への交換②汚損した紙幣・硬貨の交換③記念硬貨への交換は無料とします。)	～ 100 枚	無 料	(一日一回限定)			—
			101 ～ 500 枚	220 円				—
			501 ～ 1,000 枚	440 円				—
			1,001 枚以上	500 枚ごとに 220 円加算				—
	精査	窓口や担当者の訪問等における硬貨のお預かり（入金、振込等）について精査手数料をいただきます。	～ 500 枚	無 料	(一日一回限定)			—
	501 ～ 1,000 枚	440 円				—		
	1,001 枚以上	500 枚ごとに 220 円加算				—		
	小切手帳交付手数料		1冊(50枚綴)につき				550 円	
	手形帳交付手数料		1冊(25枚綴)につき				550 円	
	通帳・証書再発行手数料		1 件につき				1,100 円	
	I C キャッシュカード再発行手数料		1 件につき				1,100 円	
	JAカード(单体型)再発行手数料(ニコスより別途徴収あり)		0 円				0 円	
	JAカード(一体型)再発行手数料(ニコスより別途徴収あり)		550 円				550 円	
	ローンカード再発行手数料		1 件につき				550 円	
	法人ネットバンク利用手数料(黒会・振込サービス月額手数料)(リアル系取引)		1,100 円				1,100 円	
	法人ネットバンク利用手数料(データ伝送サービス月額手数料)(総振・給振・口座振替)		3,300 円				3,300 円	
	貯蓄貯金自動振替手数料		無 料				無 料	
	変動金利住宅ローン切替手数料		無 料				無 料	
	住宅ローン全額繰上返済手数料(保証会社の手数料を含む)(平成28年10月1日以降の新規契約または金利引下げに関する特約書の締結案件)		返済金額 1,000万円未満				11,000 円	
			返済金額 1,000万円以上				返済金額の 1.5%	
			(ただし、利息制限法所定の上限利率の範囲内とします。)				—	
	住宅ローン全額繰上返済手数料(保証会社の手数料を含む)		11,000 円				—	
	住宅ローン一部繰上返済手数料(保証会社の手数料を含む)		5,500 円				—	
	住宅ローン繰上返済手数料(平成20年4月30日以前の貸出承認分)		無 料				—	
	各種証明書発行手数料		1 件につき				330 円	
	貯金取引履歴発行手数料		1 件につき 220 円				1 枚につき 22 円	
	校納金振込手数料		1 回につき				55 円	
	各種振替手数料		1 回につき				55 円	

※上記金額には、消費税等が含まれています。

(注1) 系統機関が納付場所に指定されている地方公共団体の税金等(公金)の全ての振込手数料は無料とします。

系統機関が納付場所に指定されていない地方公共団体の税金以外の取扱については、文書扱い振込手数料と同額の手数料を申し受けます。

□ 共 濟 事 業

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまに「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。また豊かで安心して暮らせる地域社会づくりをめざした取り組みとして、地域貢献活動を行っております。

☆商品・サービス一覧

1. J A共済の商品種類

(1) 長期共済（共済期間が5年以上の契約）

① 終身共済

万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により病気やケガなどの備えも自由に設計できる確かな生涯保障プランです。

② 生存給付特則付一時払終身共済（平28.10）

ご加入しやすく生前贈与としても活用できる、一生涯の万一保障プランです。

③ 予定利率変動型年金共済

老後の生活資金準備のためのプランです。ご契約後6年目以後、その時の経済状況等に合わせ予定利率を見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。

④ 養老生命共済

万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。

⑤ こども共済

お子様の入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。

⑥ 医療共済

日帰り入院からまとまった一時金を受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。

⑦ がん共済

がんと闘うための安心を生涯にわたって手厚く保障します。全てのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。（80歳満了タイプもあります。）

⑧ 介護共済

公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で、介護の不安に生涯備えられるプランです。

⑨ 認知症共済

認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知症（MCI）まで幅広く保障します。認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートします。

⑩ 生活障害共済

病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。

⑪ 特定重度疾病共済

三大疾病に加え生活習慣病により所定の状態に該当した場合に一時金で保障するプランです。

⑫ 建物更生共済

火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

上記の商品以外に、定期生命共済、一時払介護共済、引受緩和型終身共済、引受緩和型医療共済も取り扱っております。

(2) 短期共済（共済期間が5年未満の契約）

① 自動車共済

相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

② 自賠責共済

法律ですべての自動車に加入が義務づけられている、人身事故の被害者保護を保障します。

③ 農業者賠償責任共済

「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業事業に関するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

④ 傷害共済

日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。

上記の保障以外に、火災共済等も取り扱っております。

“拡がる しあわせの輪”

令和4年度末の長期共済の全国契約件数は 約3,131万件、その保有契約高は、約224兆3,355億円と“しあわせの輪”は全国に広がっています。徳島県でも契約件数は約21万件、保有契約高は 約2兆294億円となっています。

また、短期共済新契約共済掛金は全国で約3,606億円、徳島県で約33億円と契約者の安心と信頼に応えています。

○ 支払共済金

令和4年度に本県で支払われた共済金の合計は約243億円となっており組合員利用者の経済的損失の補填と各種必要資金に大きく貢献しております。

○ 総 資 産

J A共済連の資産の合計は令和4年度末で 約57兆6,870億円（前年約58兆1,926億円）となっており、この豊かな資金は、契約者、農業、地域社会に還元され役立てられています。

○ 健康・福祉活動等による地域への還元

① 書道・交通安全ポスターコンクールの開催

小・中学生の書道・美術教育への貢献を目的に開催しています。

② 母子手帳ケースの寄贈

子育て支援の一環として、徳島県内の自治体に母子手帳ケースを寄贈し、自治体より母子手帳交付時に配布いただいている。

③ 交通事故対策活動

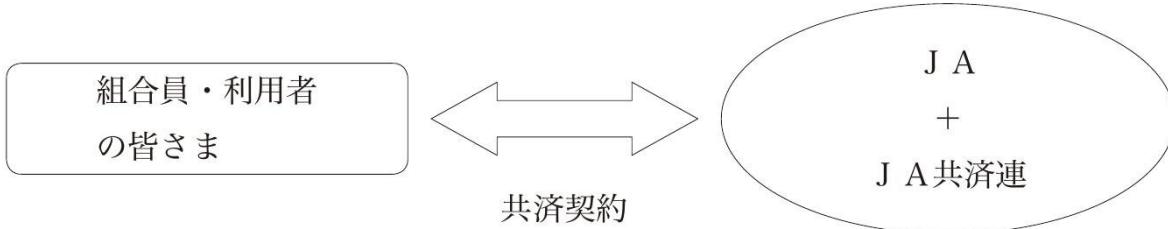
交通事故未然防止を目的に、小学校新1年生に向けた交通安全傘の寄贈、「交通事故相談」を行っています。

④ 健康管理活動

女性部員を対象に、健康で明るい生活づくりを目的に「女性のつどい」を開催しています。

◇ 組合員・利用者の皆さまとJA共済のつながり

J A共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。



J A : JA共済の窓口です。

組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

J A共済連：JAと一体となって、JA共済事業を運営しています。

JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積立てなどを行っています。

□ 経済事業

経済事業は、営農指導と有機的に連携し、地域農業の振興と組合員の経済的、社会的地位の向上に努めています。

組織的には、JAと全農がより有機的に結びつき、JAグループ経済事業として幅広く充実した経済活動を行っています。

【購買事業】

購買事業は、生産資材事業と生活資材事業に分類することができます。

生産資材事業は、消費者にご安心・ご満足して頂ける農畜産物をお届けするため営農指導と連携し、農業生産に必要な生産資材を組合員に有利に供給する事業です。

肥料・農薬・園芸資材・飼料・農業機械等の事業があります。

生活資材事業は、組合員ニーズにお応えし、日常生活に必要な商品を取り扱っています。

精米（阿波美人）・LPGガス・電気・石油・自動車・農舎・住宅・電気製品・生鮮食品等があります。

また、農業機械のアフターサービスも全農と一体となって行っています。

【販 売 事 業】

販売事業は、営農指導と密接な関係にある事業で、青果事業、農産事業、畜産事業に分類することができます。

青果事業では、組合員が「安全・新鮮・高品質」をモットーに生産した青果物（野菜・果実・花き等）を取り扱いしており、消費者に安心・信頼していただけるよう「定時・定量・定質」を合言葉として、共販体制の向上にも取り組んでいます。

農産事業は、組合員が丹精込めて作った米麦等の集荷・販売を行っています。

米麦の生産は、国・県等の農政と密接な関係があり、平成7年11月1日施行の新食糧法のもと、JAは、第一種登録出荷取扱業者としての業務を担っています。

また、組合員が生産した「安全・美味なお米阿波美人」として消費者の食卓にお届けしています。

畜産事業では、組合員が生産した肉牛・肉豚等を全農・大阪食肉市場・高知等で処理・加工し、(株)コープ食品・全農等を通じて量販店等に販売しています。

J AやJ A西日本くみあい飼料(株)では、畜種別に飼養プログラムを作成し、消費者に「安全で新鮮な畜産物」をお届けするため、組合員と共に研究を重ねています。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」と2重のセーフティネットで守られています。

◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

J Aバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さんに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を2つの柱としています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体として信頼性を確保するための仕組みです。JAバンク法（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定めJA

の経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJA銀行独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。また、JA銀行全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇「一体的な事業推進」の実施

質で高度な金融サービスを提供するため、JA銀行として商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJA銀行ブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

2022年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022年3月末現在で4,627億円となっています。

【経 営 資 料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)	科目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
資産の部			負債の部		
1 信用事業資産	107,959,229	107,152,002	1 信用事業負債	110,515,561	109,903,232
(1)現金	392,046	418,647	(1)貯金	110,436,082	109,762,240
(2)預金	98,147,834	97,785,704	(2)借入金	3,287	2,754
系統預金	97,572,793	97,242,863	(3)その他の信用事業負債	76,192	138,237
系統外預金	575,040	542,841	未払費用	10,394	9,825
(3)有価証券	3,341,140	2,870,080	その他の負債	65,798	128,411
国債	2,402,560	2,870,080	2 共済事業負債	315,497	310,539
受益証券	938,580	—	(1)共済資金	181,620	182,305
(4)貸出金	6,086,867	6,060,173	(2)未経過共済付加収入	131,298	126,260
(5)その他の信用事業資産	46,065	60,497	(3)共済未払費用	2,344	1,554
未収収益	35,647	35,340	(4)その他の共済事業負債	234	418
その他の資産	10,418	25,157	3 経済事業負債	545,456	611,726
(6)貸倒引当金	△ 54,724	△ 43,100	(1)経済事業未払金	419,388	464,656
2 共済事業資産	169	2,665	(2)経済受託債務	60,162	72,321
(1)その他の資産	169	2,665	(3)その他の経済事業負債	65,904	74,748
3 経済事業資産	1,076,968	1,041,909	4 雑負債	123,874	118,316
(1)経済事業未取金	723,481	701,158	(1)未払法人税等	3,371	3,178
(2)棚卸資産	317,617	306,240	(2)その他の負債	120,503	115,137
購買品	142,107	201,331	5 諸引当金	139,412	75,771
製品	114,159	91,035	(1)賞与引当金	50,068	48,725
その他の棚卸資産	61,350	13,872	(2)退職給与引当金	58,912	8,506
(3)その他の経済事業資産	50,313	47,463	(3)役員退職慰労引当金	30,431	18,539
(4)貸倒引当金	△ 14,443	△ 12,952	6 再評価に係る繰延税金負債	116,995	115,432
4 雑資産	161,826	161,323	負債の部合計	111,756,799	111,135,018
5 固定資産	1,631,914	1,770,490	純資産の部		
(1)有形固定資産	1,627,300	1,764,909	1 組合員資本	4,377,288	4,452,298
建 物	1,727,357	1,728,690	(1)出資金	1,460,903	1,434,862
機械装置	656,421	706,461	(2)資本準備金	381,908	381,908
土 地	1,167,237	1,160,575	(3)利益剰余金	2,553,871	2,650,785
建設仮勘定	3,520	—	利益準備金	1,668,000	1,668,000
その他の有形固定資産	533,445	573,219	その他利益剰余金	885,871	982,785
減価償却累計額	△ 2,460,681	△ 2,404,037	(肥料協同購入積立金)	(2,858)	(2,858)
(2)無形固定資産	4,614	5,580	(営農振興積立金)	(190,842)	(190,842)
その他の無形固定資産	4,614	5,580	(固定資産減損積立金)	(194,614)	(194,614)
6 外部出資	5,287,124	5,287,194	(事業基盤強化積立金)	(80,000)	(80,000)
系統出資	5,171,974	5,171,974	(経営安定対策積立金)	(180,000)	(180,000)
系統外出資	115,150	115,220	(リスク対策積立金)	(160,000)	(160,000)
7 繰延税金資産	75,739	77,993	当期末処分剰余金	77,556	174,469
資産の部合計	116,192,972	115,493,578	(うち当期剰余金)	(△ 496,623)	(114,494)
			(4)処分未済持分	△ 19,394	△ 15,257
			2 評価・換算差額等	58,884	△ 93,738
			(1)その他有価証券評価差額金	△ 43,357	△ 199,190
			(2)土地再評価差額金	102,242	105,452
			純資産の部合計	4,436,173	4,358,560
			負債及び純資産の部合計	116,192,972	115,493,578

2. 損益計算書

(単位：千円)

科目	令和3年度 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)	令和4年度 (自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)	科目	令和3年度 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)	令和4年度 (自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)
1 事業総利益	1,463,696	1,394,584	(II)利用事業収益	224,410	229,607
事業収益	4,101,537	4,074,308	(I2)利用事業費用	128,943	131,194
事業費用	2,637,841	2,679,723	利用事業総利益	95,466	98,412
(1)信用事業収益	663,052	578,108	(I3)農業経営事業収益	25,783	34,833
資金運用収益	621,656	526,010	(I4)農業経営事業費用	39,275	42,343
役務取引等収益	25,331	23,662	農業経営事業総利益	△ 13,491	△ 7,510
その他信用事業直接収益	12,015	—	(I5)指導事業収入	4,504	4,988
その他経常収益	4,050	28,434	(I6)指導事業支出	20,283	13,227
(2)信用事業費用	81,642	79,858	指導事業収支差額	△ 15,778	△ 8,238
資金調達費用	26,343	22,065			
役務取引等収益	4,100	3,931			
その他事業費用	10,061	19,110			
その他経常費用	41,137	34,750			
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 1,565)	(△ 11,624)			
(うち貸出金償却)	—	(399)			
信用事業総利益	581,410	498,250			
(3)共済事業収益	377,562	347,297			
共済付加収入	359,055	328,823			
その他の収益	18,507	18,473			
(4)共済事業費用	16,205	17,436			
その他の費用	16,205	17,436			
共済事業総利益	361,356	329,860			
(5)購買事業収益	1,625,355	1,883,886			
購買品供給高	1,547,861	1,802,935			
購買手数料	62,156	64,806			
その他の収益	15,338	16,143			
(6)購買事業費用	1,364,486	1,578,784			
購買品供給原価	1,318,657	1,525,418			
その他の費用	45,829	53,365			
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 6,478)	(△ 1,490)			
購買事業総利益	260,869	305,101			
(7)販売事業収益	986,163	867,349			
販売品販売高	867,085	751,114			
販売手数料	61,357	65,926			
その他の収益	57,720	50,308			
(8)販売事業費用	827,354	718,344			
販売品販売原価	789,677	679,624			
その他の費用	37,677	38,720			
(うち貸倒引当金戻入額)	(—)	(2)			
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 60)	(—)			
販売事業総利益	158,808	149,004			
(9)加工事業収益	256,529	199,921			
(10)加工事業費用	221,473	170,216			
(うち貸倒引当金戻入額)	(4)	(—)			
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(△ 2)			
加工事業総利益	35,055	29,704			
			当期末処分剰余金	77,556	174,469

注 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	△ 547,450	124,862
減価償却費	83,397	62,556
減損損失	714,019	62,736
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 33,693	△ 13,115
貰与引当金の増減額（△は減少）	△ 3,995	△ 1,343
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 42,966	△ 50,405
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	5,048	△ 11,892
信用事業資金運用収益	△ 699,090	△ 526,010
信用事業資金調達費用	54,724	22,065
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 57,437	△ 63,073
支払雑利息	—	—
為替差損益	—	—
有価証券関係損益（△は益）	△ 2,009	△ 3,423
金銭の信託の運用損益（△は益）	—	—
固定資産売却損益（△は益）	△ 14,537	△ 5,353
固定資産処分損益（△は益）	3,717	2,012
持分法による投資損益（△は益）	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増（△）減	△ 300,610	26,694
預金の純増（△）減	200,000	—
貯金の純増減（△）	974,840	△ 673,842
信用事業借入金の純増減（△）	△ 526	△ 532
その他の信用事業資産の純増（△）減	4,870	△ 14,738
その他の信用事業負債の純増減（△）	△ 95,176	62,570
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増（△）減	—	—
共済借入金の純増減（△）	—	—
共済資金の純増減（△）	7,998	685
未経過共済付加収入の純増減（△）	△ 8,148	△ 5,037
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未取金の純増（△）減	△ 57,012	22,323
経済受託債務の純増（△）減	—	—
棚卸資産の純増（△）減	19,891	11,377
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	△ 54,505	45,267
経済受託債務の純増減（△）	△ 22,149	12,158
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増（△）減	44,473	12,287
その他の負債の純増減（△）	△ 12,850	△ 11,683
未払消費税等の増減額（△は減少）	23,967	△ 16,067
信用事業資金運用による収入	706,346	526,317
信用事業資金調達による支出	△ 69,670	△ 22,590
共済貸付金利息による収入	—	—
共済借入金利息による支出	—	—
事業の利用分量に対する配当金の支払額	—	—
小 計	821,462	△ 425,199
雑利息及び出資配当金の受取額	57,437	63,073
雑利息の支払額	—	—
法人税等の支払額	△ 15,523	△ 3,705
法人税等の還付額	△ 17,130	4,636
事業活動によるキャッシュ・フロー	846,247	△ 361,194
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,975,087	△ 593,961
有価証券の売却による収入	1,991,696	901,941
有価証券の償還による収入	—	—
金銭の信託の増加による支出	—	—
金銭の信託の減少による収入	—	—
補助金の受入れによる収入	3,514	—
固定資産の取得による支出	△ 66,713	△ 272,119
固定資産の売却による収入	37,231	11,591
外部出資による支出	△ 70	△ 70
外部出資の売却等による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,427	47,384
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	—
出資の増額による収入	—	—
出資の払戻しによる支出	△ 17,324	△ 7,350
回転出資金の受入による収入	—	—
持分の取得による支出	△ 22,981	△ 19,394
持分の譲渡による収入	22,981	19,394
出資配当金の支払額	△ 14,520	△ 14,371
少数株主への配当金支払額	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 31,844	△ 21,721
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	804,976	△ 335,531
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,594,906	2,399,881
7 現金及び現金同等物の期末残高	2,399,881	2,064,349

4. 注記表

1. 繼続組合の前提に関する注記

該当する事項はございません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購 買 品…………総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切
下げの方法）

ただし、グループ管理品目については売価還元法によ
る原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
で行っています。

製 品…………総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切
下げの方法）

その他の棚卸資産

販 売 品…………総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切
下げの方法）

原 材 料…………総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切
下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備
を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
は定額法）を採用しています。

② 無形固定資産

定額法

なお、当組合利用ソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づ
く定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

また、2百万円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に買取販売および受託販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 利用事業

ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 農業経営事業

農産物等の施設を設置して、組合が農作物を生産し、当該生産物を販売す

る事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、生産物を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、生産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を

将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(1) 販売資材の表示方法

従来、販売事業に計上しておりましたが、システム更新に併せて、当年度より購買事業として計上することとしました。

これにより、その他の棚卸資産が52,636千円、販売品販売高が147,728千円、販売品販売原価が134,194千円減少し、購買品が52,636千円、購買品供給高が147,728千円、購買品供給原価が134,194千円増加しています。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 77,993千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年12月に策定した合併経営計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 62,736千円

② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グ

ループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年12月に策定した合併経営計画書を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

6. 誤謬の訂正に関する注記

該当する事項なし

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、3,133,717千円であり、その内容については、建物1,990,306千円、構築物124,599千円、機械装置896,667千円、車輌運搬具6,189千円、器具備品115,955千円です。

(2) 担保に供している資産

以下の資産は当座借越の担保にしております。

定期預金 2,500,000千円

以下の資産は為替決済の担保にしております。

定期預金 2,100,000千円

以下の資産は相互援助制度の担保にしております。

定期預金 11,050,000千円

以下の資産は公金事務の担保にしております。

定期預金 200,000千円

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

 理事及び監事に対する金銭債権の総額 – 千円

 理事及び監事に対する金銭債務の総額 – 千円

(4) 信用事業を行う組合に要求される注記

 債権のうち農業協同組合法施行規則第204 条第1項第1号ホ (2)

 (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は41,218千円、危険債権額は13,014千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

 債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

 債権のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は54,232千円です。

 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した

金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価格の合計額を下回る額 234,856千円
- ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

8. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する事項

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については店舗ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本部については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
旧加茂谷	遊休	土地	業務外固定資産
アグリ経済C	集荷設備	機械装置	業務用固定資産
農業経営	栽培促進機	機械装置	業務用固定資産
旧桑野	遊休	土地	業務外固定資産
旧福井	遊休	土地	業務外固定資産
旧新野	遊休	土地	業務外固定資産
旧鷺敷	遊休	土地	業務外固定資産
那賀経済C	営業用店舗	建物(3棟)及び機械装置等	業務用固定資産
旧木頭	遊休	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

アグリ経済Cについては、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回るため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、農業経営及び那賀経済Cについては、当該グループの営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、旧加茂谷・旧桑野・旧福井・旧新野・旧鷺敷・旧木頭については、施設の統合により早期処分対象であることから、処分可能額まで評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

(単位：千円)

減損損失額				
場所	計	土地	建物	機械装置等
旧加茂谷	44	44	—	—
アグリ経済C	1,256	—	—	1,256
農業経営	4,248	—	—	4,248
旧桑野	6	6	—	—
旧福井	284	284	—	—
旧新野	56	56	—	—
旧鷺敷	19	19	—	—
那賀経済C	56,807	—	31,307	25,499
旧木頭	12	12	—	—
合計	62,736	423	31,307	31,005

④ 回収可能額の算定方法

土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

建物の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価はないものと判断しております。

機械装置等の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価はないものと判断しております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を徳島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要な案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に融資審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA

LMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金融リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%下落したものと想定した場合には、経済価値が8,398千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検

討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるもの）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	97,785,704	97,780,723	△ 4,980
有価証券			
その他有価証券	2,870,080	2,870,080	—
貸出金	6,060,173		
貸倒引当金（* 1）	△ 43,100		
貸倒引当金控除後	6,017,072	6,081,777	64,704
資産計	106,672,857	106,732,581	59,724
貯金	109,762,240	109,736,018	△ 26,221
負債計	109,762,240	109,736,018	△ 26,221

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価格によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用してい
ます。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映する
ため貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿
価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ご
とに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り
引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定してい
ます。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等につい
て、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としてい
ます。

【負債】

ア. 資金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価
額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基
づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである
OISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定し
ています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時
価情報には含めていません。

貸借対照表計上額 (単位：千円)

外部出資	5,287,194
------	-----------

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	97,785,704	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	3,100,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	—
貸出金(*1、2)	789,058	480,177	419,836	399,050	325,458	3,641,853
合計	98,574,763	480,177	419,836	399,050	325,458	6,741,853

(* 1) 貸出金のうち、当座貸越260,477千円については「1年以内」に含めています。

(* 2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等4,737千円は償還の予定が見込めないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	97,074,462	6,976,384	5,060,591	216,522	378,423	55,855
合計	97,074,462	6,976,384	5,060,591	216,522	378,423	55,855

(* 1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

10. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表

計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国 債	3,069,270	2,870,080	△ 199,190
合 計		3,069,270	2,870,080	△ 199,190

なお、上記差額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
受益証券	443,350	—	56,650
合 計	443,350	—	56,650

(3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

11. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく適格退職年金制度及び全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	58,912千円
退職給付費用	18,666千円
退職給付の支払額等	△51,985千円
新退職年金拠出額	△17,086千円

期末における退職給付引当金	8,506千円
---------------	---------

(注) 特定退職共済制度への拠出金 30,270 千円は「厚生費」で処理しています。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	600,815千円
退職年金制度	△ 384,046 千円 (契約先:全国共済農業協同組合連合会)
特定退職金共済制度	△ 208,262 千円 (契約先:全国農林漁業団体共済会)

未積立退職給付債務	8,506千円
-----------	---------

退職給付引当金	8,506千円
---------	---------

(4) 簡便法で計算した退職給付費用 18,666千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金11,285千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は101,299千円となっています。

12. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	2,352千円
貸倒引当金	10,011千円
減価償却超過額	158,961千円
賞与引当金	13,477千円
未払金	7,606千円
役員退職慰労引当金	5,128千円
減損損失否認	98,617千円
その他	842千円

繰延税金資産小計 296,998千円

評価性引当額 △219,005千円

繰延税金資産合計 (A) 77,993千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 — 千円

繰延税金負債合計 (B) — 千円

繰延税金資産の純額 (A) + (B) 77,993千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.54%
受取出資配当等永久に益金に算入されない項目	△6.99%
住民税均等割り等	2.44%
評価性引当金の増減	△16.56%
その他	△1.79%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.30%

13. 貸借等不動産に関する注記

該当する事項なし

14. 合併に関する注記

該当する事項なし

15. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項なし

16. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

17. 持分法損益等に関する注記

該当する事項なし

18. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 当期未処分剰余金	77,556	174,469
2. 剰余金処分額	14,371	39,110
(1) 利益準備金	—	25,000
(2) 任意積立金	—	—
(うち営農振興積立金)	(—)	(—)
(うち固定資産減損積立金)	(—)	(—)
(うち事業基盤強化積立金)	(—)	(—)
(うち経営安定対策積立金)	(—)	(—)
(うちリスク対策積立金)	(—)	(—)
(3) 出資配当金	14,371	14,110
3. 次期繰越剰余金	63,184	135,359

- 注：1. 任意積立金の目的等については別表のとおりです。
2. 普通出資に対する配当の割合は次のとおりです。
ただし、年度内の増資及び新加入については日割計算とします。
　　令和3年度 1.0% 　令和4年度 1.0%
3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に
充てるための繰越額が含まれています。
　　令和4年度 600万円

(別表)

(単位：千円)

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期末残高
肥料協同購入 積立金	肥料価格の期中変動があった場合、農家負担の軽減をはかり、農家の経営安定に資することを目的とする。	2,858	積立金の取り崩しは、次の場合に理事会の決議を得て行う。 1. 肥料価格が期中に上昇し、農家に相当の負担が生ずるとき。	2,858
営農振興 積立金	地域農業の振興を図るために支出に充てることを目的とする。	出資総額の 2分の1	積立金の取り崩しは、次の場合に理事会の決議を得て行う。 1. 各種生産者部会組織の育成指導、営農指導対策に係る支出を行うとき。 2. 積立の必要がなくなったとき。 3. 欠損金が生ずるとき。	190,842
固定資産 減損積立金	減損会計による減損損失が発生した場合、または、有姿除去を行う場合に、その損失額の補填に充て経営の安定を図ることを目的とする。	出資総額の 2分の1	積立金の取り崩しは、次の場合に理事会の決議を得て行う。 1. 固定資産の減額、または、除去を行うとき。 2. 積立の必要がなくなったとき。 3. 欠損金が生ずるとき。	194,614
事業基盤 強化積立金	農協事業に係る施設の新設および更新、電算システムの構築他機械化対応等、農協事業の基盤強化に充てる目的とする。	出資総額の 2分の1	積立金の取り崩しは、次の場合に理事会の決議を得て行う。 1. 施設、設備等に係る支出を行うとき。 2. 積立の必要がなくなったとき。 3. 欠損金が生ずるとき。	80,000
経営安定対策 積立金	農協を取り巻く経営リスク等に対応する財務基盤の強化をすすめ、組合経営の安定と健全な発展を図ることを目的とする。	出資総額の 2分の1	積立金の取り崩しは、次の場合に理事会の決議を得て行う。 1. 地震等の自然災害の発生により多額の費用が発生したとき。 2. 新型ウイルス等の発生により多額の費用が発生したとき。 3. 積立の必要がなくなったとき。 4. 欠損金が生ずるとき。	180,000
リスク対策 積立金	農産物販売リスク、貸出金等不良債権処理および会計に関するリスクに対応し、これらに伴う損失発生の際の補填に充て、経営の安定を図ることを目的とする。	出資総額の 2分の1	積立金の取り崩しは、次の場合に理事会の決議を得て行う。 1. 農産物販売等に伴う多額の差損や取引先の貸倒による多額の費用が発生したとき。 2. 貸出金および未収金等不良債権による多額の費用が発生したとき。 3. 有価証券等の処分による多額の費用が発生したとき。 4. 新たな会計基準への対応による多額の費用が発生したとき。 5. 積立の必要がなくなったとき。 6. 欠損金が生ずるとき。	160,000

6. 部門別損益計算書（令和3年度）

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,163,362	663,052	377,562	2,383,597	734,643	4,504	
事業費用 ②	2,699,665	81,642	16,205	1,966,001	615,530	20,283	
事業総利益 ③ (①-②)	1,463,696	581,410	361,356	417,595	119,113	△ 15,778	
事業管理費 ④ (うち減価償却費 ⑤) (うち人件費 ⑤')	1,355,423 (83,397) (969,943)	399,610 (12,785) (272,334)	329,017 (11,864) (247,821)	434,628 (50,083) (302,446)	142,432 (8,199) (110,784)	49,735 (465) (36,558)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦')		36,101 (3,097) (27,642)	25,367 (2,176) (19,779)	33,401 (2,866) (26,806)	10,291 (883) (7,787)	5,420 (465) (1,876)	△ 110,581 (△ 9,487) (△ 83,891)
事業利益 ⑧ (③-④)	108,272	181,800	32,339	△ 17,034	△ 23,318	△ 65,513	
事業外収益 ⑨	94,601	40,742	25,065	17,501	7,115	4,176	
※うち共通分 ⑩		2,532	1,779	2,343	722	380	△ 7,756
事業外費用 ⑪	290	106	80	67	25	9	
※うち共通分 ⑫		20	14	18	6	3	△ 60
経常利益・損失 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	202,584	222,438	57,325	400	△ 16,229	△ 61,345	
特別利益 ⑭	19,599	977	685	11,848	2,529	3,555	
※うち共通分 ⑮		354	249	327	101	53	△ 1,085
特別損失 ⑯	769,633	36,012	31,602	514,335	185,703	1,979	
※うち共通分 ⑰		5,567	3,912	5,150	1,587	836	△ 17,051
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	△ 547,450	187,403	26,408	△ 502,086	△ 199,402	△ 59,769	
営農指導事業分 ⑲ 配賦額		14,733	10,288	26,366	8,383	△ 59,770	
営農指導事業分配賦後⑳ 税引前当期利益 (⑱-⑲)	△ 547,450	172,671	16,120	△ 528,452	△ 207,785		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準

(1) 共通管理費等

○共通管理費

「人頭割（50%）+（共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割）（50%）」

(2) 営農指導事業

「部門別応益割50%（信用・共済各5%・農業関連30%・生活10%）」

「事業総利益割50%」

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	33%	23%	30%	9%	5%	100%
営農指導事業	24%	17%	45%	14%		100%

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	116,192,972	112,060,068	1,208,273	1,566,292	525,788	7,503	825,047
総資産(共通資産配分後) (うち固定資産)	116,192,972 (1,631,914)	112,319,186 (487,333)	1,419,444 (306,273)	1,815,692 (724,854)	603,638 (95,167)	35,010 (18,286)	

(令和4年度)

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,145,991	578,108	347,297	2,225,877	989,719	4,988	
事業費用 ②	2,751,406	79,858	17,436	1,819,800	821,084	13,227	
事業総利益 ③ (①-②)	1,394,584	498,250	329,860	406,077	168,635	△ 8,239	
事業管理費 ④ (うち減価償却費 ⑤) (うち人件費 ⑤')	1,331,398 (64,071) (945,330)	386,273 (13,729) (250,167)	313,582 (10,376) (221,322)	380,652 (21,030) (289,766)	202,738 (17,671) (147,216)	48,152 (1,264) (36,857)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦')		75,035 (2,319) (50,912)	51,697 (1,597) (35,077)	63,036 (1,948) (42,770)	35,138 (1,085) (23,842)	5,603 (173) (3,802)	△ 230,512 (△ 7,124) (△ 15,640)
事業利益 ⑧ (③-④)	63,186	111,976	16,278	25,425	△ 34,102	△ 56,391	
事業外収益 ⑨	104,162	52,716	25,922	14,769	6,863	3,890	
※うち共通分 ⑩		3,461	2,384	3,121	1,406	258	△ 10,632
事業外費用 ⑪	396	126	98	106	53	12	
※うち共通分 ⑫		30	21	27	12	2	△ 94
経常利益・損失 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	166,951	164,566	42,102	40,088	△ 27,292	△ 52,513	
特別利益 ⑭	117,099	13,026	9,210	79,894	6,588	8,380	
※うち共通分 ⑮		5,846	4,027	5,272	2,376	436	△ 17,960
特別損失 ⑯	159,188	15,392	14,806	109,102	19,592	294	
※うち共通分 ⑰		160	110	144	65	11	△ 492
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	124,862	162,200	36,505	10,880	△ 40,296	△ 44,427	
営農指導事業分 ⑲ 配賦額		14,253	6,196	21,209	2,768	△ 44,427	
営農指導事業分配賦後⑳ 税引前当期利益 (⑱-⑲)	124,862	147,947	30,308	△ 10,328	△ 43,065		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準

(1) 共通管理費等

○共通管理費

「人頭割（50%） + （共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割）（50%）」

(2) 営農指導事業

「部門別応益割50%（信用・共済各5%・農業関連30%・生活10%）」

「事業総利益割 50%」

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	33%	22%	30%	13%	2%	100%
営農指導事業	32%	14%	48%	6%		100%

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	115,493,578	111,219,613	1,330,188	1,624,688	501,481	5,987	811,619
総資産(共通資産配分後) (うち固定資産)	115,493,578 (1,770,490)	111,483,811 (453,994)	1,512,210 (413,380)	1,862,973 (780,477)	608,864 (109,071)	25,718 (13,565)	

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月28日

阿南農業協同組合

代表理事組合長 木 村 晃

8. 会計監査人の監査

令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	8,661	7,796	7,404	7,269	7,522
信用事業収益	801	730	670	663	578
共済事業収益	474	435	408	377	347
農業関連事業収益	6,061	5,531	5,227	5,113	5,421
生活関連事業収益	1,320	1,094	1,081	1,110	1,171
営農指導事業収益	3	4	18	4	4
経常利益	309	193	216	202	166
当期剰余金	91	△138	△30	△496	114
出資金 (出資口数)	1,507 (1,507,716)	1,495 (1,495,553)	1,478 (1,478,527)	1,460 (1,460,903)	1,434 (1,434,862)
純資産額	5,435	5,219	5,092	4,436	4,358
総資産額	121,046	117,683	116,167	116,192	115,493
貯金等残高	113,561	110,409	109,461	110,436	109,762
貸出金残高	5,349	5,316	5,786	6,086	6,060
有価証券残高	1,746	2,101	3,509	3,341	2,870
剰余金配当金額	22	14	14	14	14
出資配当の額	22	14	14	14	14
事業利用分量配当の額	—	—	—	—	—
職員数	146人	148人	138人	127人	119人
単体自己資本比率	12.47%	12.66%	12.68%	11.58%	11.48%

注1：経常収益は各事業収益の合計を表しています。

2：当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3：信託業務の取り扱いは行っていません。

4：「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	595	503	△ 92
役務取引等収支	21	19	△ 2
その他信用事業収支	△ 35	△ 37	△ 2
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	618 (0.57)	504 (0.47)	△ 113 △ 0.10
事業粗利益 (事業粗利益率)	1,548 (1.30)	1,489 (1.26)	△ 59 △ 0.04
事業純益	193	157	△ 35
実質事業純益	193	157	△ 35
コア事業純益	191	177	△ 14
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	191	199	7

— 補足説明 —

- ・信用事業粗利益 = 信用事業総利益（その他経常収益を除く。）－信用事業費用（その他経常費用を除く。）+金銭の信託運用見合費用
- ・信用事業粗利益率 = $\frac{\text{信用事業総利益}}{\text{資金運用勘定平残}} \times 100$
- ・事業粗利益 = 事業総利益 - 信用事業に係るその他経常収益 - 信用事業以外に係るその他の収益 + 信用事業に係るその他経常費用 + 信用事業以外に係るその他の費用 + 事業外収益の受取出資配当金
- ・事業粗利益率 = $\frac{\text{事業粗利益}}{\text{総資産平均残高}} \times 100$
- ・事業純益 = 事業粗利益 - 事業管理費 - 一般貸倒引当金繰入額
- ・実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額
- ・コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益
- ・コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）= コア事業純益 - 投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	108,179	621	0.57	107,483	526	0.49
うち預金	99,183	489	0.49	98,097	457	0.47
うち有価証券	2,746	78	2.87	3,297	17	0.54
うち貸出金	6,249	53	0.86	6,089	51	0.84
資金調達勘定	111,350	25	0.02	111,316	21	0.02
うち貯金・定期	111,335	25	0.02	111,305	21	0.02
うち借入金	14	0	0.95	11	0	0.60
総資金利ざや	—————	0.22	—————	—————	0.19	—————

注1：総資金利ざや=資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り+経費率）

2：資金運用勘定の預金利息には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	△ 15,915	△ 95,645
うち預金	△ 50,530	△ 32,588
うち有価証券	37,202	△ 60,164
うち貸出金	△ 2,586	△ 2,894
その他受入利息	△ 1	1
支払利息	△ 12,219	△ 4,277
うち貯金・定期	△ 12,229	△ 4,278
うち借入金	△ 47	△ 10
その他支払利息	57	11
差引	△ 3,695	△ 95,063

注1：増減額は前年度対比です。

2：受取利息の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
流動性貯金	46,122 (41.4)	48,804 (43.8)	2,682
定期性貯金	65,212 (58.6)	62,500 (56.2)	△ 2,712
その他の貯金	—	—	—
計	111,335 (100)	111,305 (100)	△ 30
譲渡性貯金	—	—	—
合計	111,335 (100)	111,305 (100)	△ 30

注1：流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2：定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3：() 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
定期貯金	61,592 (100.0)	60,183 (100.0)	△ 1,409
うち固定自由金利定期	61,570 (99.9)	60,163 (99.9)	△ 1,407
うち変動自由金利定期	21 (0.0)	19 (0.0)	△ 2

注1：固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2：変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

3：() 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
手形貸付	27 (0.4)	23 (0.3)	△ 3
証書貸付	5,931 (94.9)	5,808 (95.3)	△ 122
当座貸越	290 (4.6)	257 (4.2)	△ 32
割引手形	—	—	—
合計	6,249 (100)	6,089 (100)	△ 159

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
固定金利貸出	5,658 (92.9)	5,670 (93.5)	12
変動金利貸出	147 (2.4)	123 (2.0)	△ 24
その他の	280 (4.6)	266 (4.3)	△ 14
合計	6,086 (100)	6,060 (100)	△ 26

注1：()内は構成比です。

2：「その他」は、当座貸越、無利息等固定・変動の区分のないものです。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
貯金等	361	409	47
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
計	361	409	47
農業信用基金協会保証	1,971	1,895	△ 76
その他保証	2,009	2,130	121
計	3,980	4,025	45
信用	1,744	1,624	△ 119
合計	6,086	6,060	△ 26

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
近代化	9 (0.1)	5 (0.1)	△3
その他制度資金	3 (0.0)	2 (0.0)	0
農業設備	3 (0.0)	2 (0.0)	△1
農業運転	132 (2.1)	118 (1.8)	△14
事業設備	153 (2.5)	153 (2.5)	0
事業運転	1,694 (28.0)	1,593 (26.3)	△100
住宅関連	3,502 (57.8)	3,632 (59.9)	130
生活関連	433 (7.1)	399 (6.6)	△34
その他の	153 (2.5)	151 (2.5)	△1
合計	6,086 (100)	6,060 (100)	△26

注：() 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
農業	279 (4.5)	245 (4.0)	△34
林業	46 (0.7)	42 (0.7)	△4
水産業	1 (0.0)	1 (0.0)	0
製造業	1,050 (17.2)	1,106 (18.2)	56
鉱業	5 (0.0)	4 (0.0)	0
建設業	155 (2.5)	149 (2.5)	△6
不動産業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
電気・ガス・熱供給・水道業	63 (1.0)	54 (0.8)	△9
運輸・通信業	47 (0.7)	51 (0.8)	3
卸売・小売業・飲食店	60 (0.9)	55 (0.9)	△4
サービス業	579 (9.5)	614 (10.1)	34
金融・保険業	124 (2.0)	116 (1.9)	△8
地方公共団体	1,628 (26.7)	1,534 (25.3)	△94
その他の	2,043 (33.5)	2,084 (34.3)	41
合計	6,086 (100.0)	6,060 (100.0)	△26

注：() 内は構成比です。

⑦ 主要な農業関係の貸付金残高

(1) 営農類型別

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
農業			
穀作	18	12	△ 6
野菜・園芸	4	3	△ 1
果樹・樹園農業	5	4	0
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他	121	98	△ 22
農業関連団体等	—	—	—
合計	150	118	△ 31

注1：農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸付金の残高です。

2：「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3：「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
プロパー資金	137	110	△ 27
農業制度資金	12	8	△ 4
農業近代化資金	9	5	△ 3
その他制度資金	3	1	0
合計	150	118	△ 31

注1：プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2：農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで、JAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3：その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸出金]

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	44	3	1	38	44
	令和4年度	41	6	1	32	41
危 険 債 権	令和3年度	19	4	2	12	19
	令和4年度	13	4	1	7	13
要 管 理 債 権	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
小計 (A)	令和3年度	63	7	3	50	63
	令和4年度	54	7	3	39	54
正 常 債 権	令和3年度	6,025				
	令和4年度	6,008				
合 計	令和3年度	6,089				
	令和4年度	6,062				

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3：要管理債権

4.「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6：正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和3年度				令和4年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒 引当金	2	3	—	2	3	3	2	—	3	2
個別貸倒 引当金	78	51	25	53	51	51	40	—	51	40
合計	81	54	25	56	54	54	43	—	54	43

⑪ 貸出金償却額

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	25	0

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種類	令和3年度		令和4年度		
	仕向	被仕向	仕向	被仕向	
送金・振込為替	件数	47,524	107,177	46,750	107,557
	金額	23,469	32,488	21,602	31,717
代金取立為替	件数	38	1	21	—
	金額	5	0	9	—
雜為替	件数	535	863	677	975
	金額	110	189	107	217
合計	件数	48,097	108,041	47,448	108,532
	金額	23,585	32,678	21,720	31,934

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
国債	1,553	2,855	1,301
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
株式	—	—	—
その他の証券	1,192	441	△ 750
合計	2,746	3,297	551

注：貸出有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めないもの	合計
令和3年度								
国債	—	—	—	—	—	2,402	—	2,402
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	451	—	—	487	—	—	—	938
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度								
国債	—	—	—	—	—	2,870	—	2,870
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

〔その他有価証券〕

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	令和3年度		令和4年度		
		取得原価 又は 償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価 又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—
	その他の証券	451	400	51	—	—
	小計	451	400	51	—	—
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—
	国債	2,402	2,473	△ 71	2870	3069
	地方債	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—
	その他の証券	487	500	△ 12	—	—
	小計	2,889	2,973	△ 84	2,870	3,069
合計		3,341	3,373	△ 32	2,870	3,069
						△ 199

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種類	令和3年度		令和4年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命総合共済	終身共済	763	78,551	325	74,257
	定期生命共済	41	203	15	218
	養老生命共済	174	23,142	117	19,863
	うち こども共済	122	5,217	97	4,774
	医療共済	15	373	0	372
	がん共済	—	16	—	16
	定期医療共済	—	876	—	841
	介護共済	81	501	67	541
	年金共済	—	3	—	3
建物更生共済		10,362	137,988	7,377	136,409
合計		11,438	241,654	7,902	232,523

注：「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに
保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	3,925	25 63	3,919	24 84
がん共済	355	2	362	2
定期医療共済	317	1	304	1
合計	4,597	28 63	4,585	27 84

注：「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	230	666	263	731
認知症共済	—	—	23	49
生活障害共済(一時金型)	10	31	14	47
生活障害共済(定期年金型)	4	4	3	3
特定重度疾病共済	60	85	72	110

注：「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	1,305	659	1,274	639
年金開始後	699	294	698	300
合計	2,004	953	1,972	940

注：金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種類	令和3年度			令和4年度		
	件数	保障金額	共済掛金	件数	保障金額	共済掛金
火災共済	656	7,103	6	670		8
自動車共済	7,200	/	275	7,143	/	268
傷害共済	7,600	22,936	18	10,392		18
賠償責任共済	109	/	0	105	/	0
自賠責共済	2,485	/	46	2,548	/	47
合計	18,050	/	348	20,858	/	343

注：「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

① 受託購買品

(単位：千円)

種類	令和3年度	令和4年度
	購買品取扱高	購買品取扱高
生産資材	肥料	—
	農薬	—
	飼料	403,524
	保温資材	46,686
	農業機械	19
	農用施設	—
	燃料	174,440
	販売資材	—
	その他生産資材	57,892
	小計	682,563
生活物資	食品	1,759
	耐久消費財	37,591
	日用保健雑貨	19,610
	家庭燃料	140,378
	その他生活物資	16,675
	小計	216,014
合計		898,577
		984,109

注：当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で
購買手数料として表示しています。

② 買取購買品

(単位：千円)

種類	令和3年度 購買品取扱高	令和4年度
		購買品取扱高
生産資材	肥料	245,534
	農薬	184,773
	飼料	4,286
	保温資材	7,942
	農業機械	110,707
	農用施設	3,654
	燃料	—
	販売資材	—
	その他生産資材	108,329
	小計	665,230
生活物資	食品 米	60,976
	一般食品	112,900
	耐久消費財	21,721
	日用保健雑貨	26,810
	家庭燃料	631,479
	その他生活物資	28,742
	小計	882,630
	合計	1,547,861
		1,802,935

(2) 販売事業取扱実績

① 受託購買品

(単位：千円)

種類	令和3年度	令和4年度
	販売高	販売高
米・麦・雑穀	29,763	25,109
野菜	1,006,113	1,121,451
果実	993,960	1,000,524
花卉・花木	300,266	309,809
合計	2,330,104	2,456,895

注：当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(2) 買取販売品

(単位：千円)

種類	令和3年度	令和4年度
	取扱高	取扱高
茶	2,867	5,869
米	65,085	742,897
その他	962	2,347
資材	8,494	—
合計	77,410	751,114

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度
収益	保管料	—	—
	計	—	—
費用	保管雑費	—	—
	計	—	—
差引		—	—

(4) 農業経営事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度
収益	販売金額	18,385	29,872
	ファームサービス他	3,075	4,961
	計	21,460	34,833
費用	農業経営費用	30,085	42,343
	計	30,085	42,343
差引		△ 8,625	△ 7,510

(5) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度
収益	加工収益	256,529	199,921
	計	256,529	199,921
費用	加工費用	221,473	170,216
	計	221,473	170,216
差引		35,055	29,704

(6) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度
収益	ライスセンター利用料	72,197	77,981
	育苗センター利用料	126,639	126,231
	その他の	25,573	25,394
	計	224,410	229,607
費用	ライスセンター費用	46,610	52,296
	育苗センター費用	80,702	76,555
	その他の	1,631	2,342
	計	128,944	131,194
差引		95,466	98,412

(7) 指導事業

(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度
収益	補助金	2,798	2,628
	実費収入	687	656
	その他の	1,019	1,703
	計	4,504	4,988
費用	営農改善費	8,451	4,167
	組織育成費	5,085	5,101
	その他の	6,745	3,958
	計	20,283	13,227
差引		△ 15,778	△ 8,239

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.17	0.14	△ 0.02
資本経常利益率	4.07	3.74	△ 0.32
総資産当期純利益率	0.06	0.09	0.03
資本当期純利益率	1.56	2.57	1.01

注1：総資産経常利益率 = 経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2：資本経常利益率 = 経常利益／純資産勘定平均残高×100

3：総資産当期純利益率 = 当期剩余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4：資本当期純利益率 = 当期剩余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度	増減
貯貸率	期末	5.51	5.52
	期中平均	5.61	5.47
貯証率	期末	3.03	2.61
	期中平均	2.46	2.96

注1：貯貸率（期末） = 貸出金残高／貯金残高×100

2：貯貸率（期中平均） = 貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3：貯証率（期末） = 有価証券残高／貯金残高×100

4：貯証率（期中平均） = 有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 職員一人当たり指標

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
信用事業	貯金残高	772,818
	貸出金残高	47,928
共済事業	長期共済保有高	1,902,795
経済事業	購買品取扱高	19,263
	販売品取扱高	24,692

注：職員数は期末に在職する正職員数を採用しており、令和3年度 127名、令和4年度 119名です。

4. 一店舗当たり指標

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
貯金残高	16,357,972	21,952,448
貸出金残高	1,014,478	1,212,035
長期共済保有高	40,275,821	46,504,659
購買品取扱高	271,827	309,672

注：店舗数は各事業取扱店舗数を採用しており、その店舗数は次のとおりです。

貯金（R 3:6店舗. R 4:5店舗） 貸出金（R 3:6店舗. R 4:5店舗）

共済保有高（R 3:6店舗. R 4:5店舗） 購買品取扱高（R 3:9店舗.R 4:9店舗）

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項目	令和3年度	令和4年度
<コア資本に係る基礎項目>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,362,917	4,438,187
うち、出資金及び資本準備金の額	1,842,811	1,816,770
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	2,553,871	2,650,785
うち、外部流出予定額(△)	14,371	14,110
うち、上記以外に該当するものの額	△ 19,394	△ 15,257
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,439	3,434
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,439	3,434
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	19,731	9,939
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	43,860,881	4,451,562
<コア資本に係る調整項目>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	4,614	5,580
うち、のれんに係るもの額	4,614	5,580
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4,614	5,580
<自己資本>	—	—
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	4,381,473	4,445,981
<リスク・アセット等>		
信用リスク・アセットの額の合計額	34,909,484	35,954,473
資産(オン・バランス)項目	34,909,484	35,954,473
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	219,238	220,884
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポート・ジャーナーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	219,238	220,884
オフ・バランス項目	—	—
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	—	—
中央清算機関連エクスポート・ジャーナーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,902,937	2,755,424
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	37,812,421	38,709,898
<自己資本比率>		
自己資本比率 ((イ)/(ニ))	11.58%	11.48%

注1:「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2:当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用について信託リスク消滅手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3:当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	392	—	—	418	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,476	—	—	3,072	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,628	—	—	1,534	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	98,149	19,629	785	97,787	19,557	782
法人等向け	168	16	0	169	17	0
中小企業向け及び個人向け	192	76	3	175	67	2
抵当権付住宅ローン	1,877	632	25	2,010	665	26
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	23	7	0	13	7	0
取立未済手形	9	1	0	5	1	0
信用保証協会等保証付	1,972	193	7	1,896	186	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	681	681	27	681	681	27
うち出資等のエクspoージャー	681	681	27	681	681	27
うち重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—	—	—
上記以外	6,659	13,449	537	7,756	14,548	581
うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	—	—	—	—	—	—
うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクspoージャー	4,605	11,513	460	4,605	11,513	460
うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—	—	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—	—	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—	—	—
うち上記以外のエクspoージャー	2,053	1,936	77	3,150	3,035	121
証券化	—	—	—	—	—	—
うちS T C要件適用分	—	—	—	—	—	—
うち非S T C要件適用分	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・エイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	900	900	0	—	—	—
うちルックスルーワ方式	900	900	0	—	—	—
うちマンデート方式	—	—	—	—	—	—
うち蓋然性方式250%	—	—	—	—	—	—
うち蓋然性方式400%	—	—	—	—	—	—
うちフォールバック方式	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるものの額	—	219	8	—	220	8
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクspoージャー別計	115,132	34,909	1,396	115,522	35,954	1,438
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関連エクspoージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	115,132	34,909	1,396	115,522	35,954	1,438
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	2,755		110	2,902		116
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等（分母）計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	38,709		1,548	37,812		1,512

注1：「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク消滅効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2：「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3：「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日に翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業務向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4：「出資等」とは、出資等エクspoージャー、重要な出資のエクspoージャーが該当します。

5：「証券化（証券化エクspoージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクspoージャーのことです。

6：「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7：「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8：当JAでは、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 <オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{(\text{粗利益} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出に当たって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

注：「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人向けエクspoージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人向けエクspoージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

		令和3年度					令和4年度				
		信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポートの残高	信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポートの残高
	国内	114,232	6,089	2,476	—	23	115,522	6,062	3,072	—	13
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地 域 別 残 高	114,232	6,089	2,476	—	23	115,522	6,062	3,072	—	13
法 人	農業	9	9	—	—	—	7	7	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	1	1	—	—	—	1	1	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給 水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	98,161	2	—	—	—	97,795	2	—	—	—
	卸売・小売・飲食 サービス業	162	162	—	—	—	162	162	—	—	—
	日本国政府・地方 公共団体	4,104	1,628	2,476	—	—	4,606	1,534	3,072	—	—
	上記以外	5,308	17	—	—	6	5,299	12	—	—	4
	個人	4,251	4,247	—	—	13	4,327	4,324	—	—	9
	その他	2,233	19	—	—	—	3,322	17	—	—	—
	業種別残高計	114,232	6,089	2,476	—	19	115,522	6,062	3,072	—	13
期 限	1年以下	98,224	74	—	—	—	92,427	140	—	—	—
	1年超3年以下	367	367	—	—	—	5,696	196	—	—	—
	3年超5年以下	348	348	—	—	—	377	377	—	—	—
	5年超7年以下	290	290	—	—	—	208	208	—	—	—
	7年超10年以下	239	239	—	—	—	268	268	—	—	—
	10年超	6,957	4,481	2,476	—	—	7,675	4,603	3,072	—	—
	期限の定めのないもの	7,805	287	—	—	—	8,869	268	—	—	—
	残存期間別残高計	114,232	6,089	2,476	—	—	115,522	6,062	3,072	—	—

注1：信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2：「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3：「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4：「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポートをいいます。

(単位：百万円)

		令和3年度					令和4年度				
		信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポートの残高	信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポートの残高
	平 均 残 高 計	107,214	6,250	1,526	—	—	107,549	6,091	2,877	—	—

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3	3	—	3	3	3	3	—	3	3
個別貸倒引当金	99	65	25	74	65	65	52	—	65	52

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和3年度						令和4年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	99	65	25	74	65	—	65	52	—	65	52	0
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計	99	65	25	74	65	—	65	52	—	65	52	0
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	4	—	4	—	—	4	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	13	16	—	13	16	—	16	12	—	16	12
個人		81	49	21	60	49	21	49	40	—	49	40
業種別計		99	65	25	74	65	25	65	52	—	65	52
												0

⑤ 信用リスク消減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高
(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク 消滅効果勘 案後の残高	リスク・ウェイト 0%	—	4,921	4,921	—	5,473	5,473
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	1,932	1,932	—	1,866	1,866
	リスク・ウェイト 20%	—	98,158	98,158	—	97,792	97,792
	リスク・ウェイト 35%	—	1,807	1,807	—	1,901	1,901
	リスク・ウェイト 50%	—	19	19	—	8	8
	リスク・ウェイト 75%	—	102	102	—	90	90
	リスク・ウェイト 100%	—	2,900	2,900	—	3,998	3,998
	リスク・ウェイト 150%	—	4	4	—	4	4
	リスク・ウェイト 250%	—	4,605	4,605	—	4,605	4,605
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	114,451	114,451	—	115,743	115,743

注1：信用リスクに関するエクスボージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに該当するもの、証券化エクスボージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2：「格付あり」にはエクスボージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスボージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3：経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスボージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4：1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスボージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスボージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスボージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスボージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスボージャーの信用リスクの全部または

一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の中核公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額 (単位：百万円)

区分	令和3年度			令和4年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	1	—	—	0	—	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	1	—	—	0	—	—

- 注1:「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい主なものとしては貸出金や有価証券が該当します。
- 2:「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポートのことです。
- 3:「証券化（証券化エクスポート）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。
- 4:「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 5:「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得した者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破綻など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポートジャヤーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポートジャヤーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポートジャヤーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポートジャヤー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。子会社および関連会社については、当JAはありません。

その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポートジャヤーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価
(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表 計 上 額	時価評価額	貸借対照表 計 上 額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	5,287	5,287	5,287	5,287
合計	5,287	5,287	5,287	5,287

注：「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

- ③ 出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益
該当する取引はありません。
- ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的
区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）
該当する取引はありません。
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社
株式の評価損益等）
該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項
(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルーウェイト方式を適用するエクspoージャー	900	—
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産・負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続き」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。市場金利が上下0.1%変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として算出しています。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

算出した金利リスク量は経営層に報告するとともに、A L M委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、運用方針を策定しています。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	△ 119	0	△ 122	0
2	下方パラレルシフト	△ 230	0	3	15
3	ステイープ化	349	406		
4	フラット化	△ 304	0		
5	短期金利上昇	△ 279	0		
6	短期金利低下	25	104		
7	最大値	349	406	3	15
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	4,395		4,457	

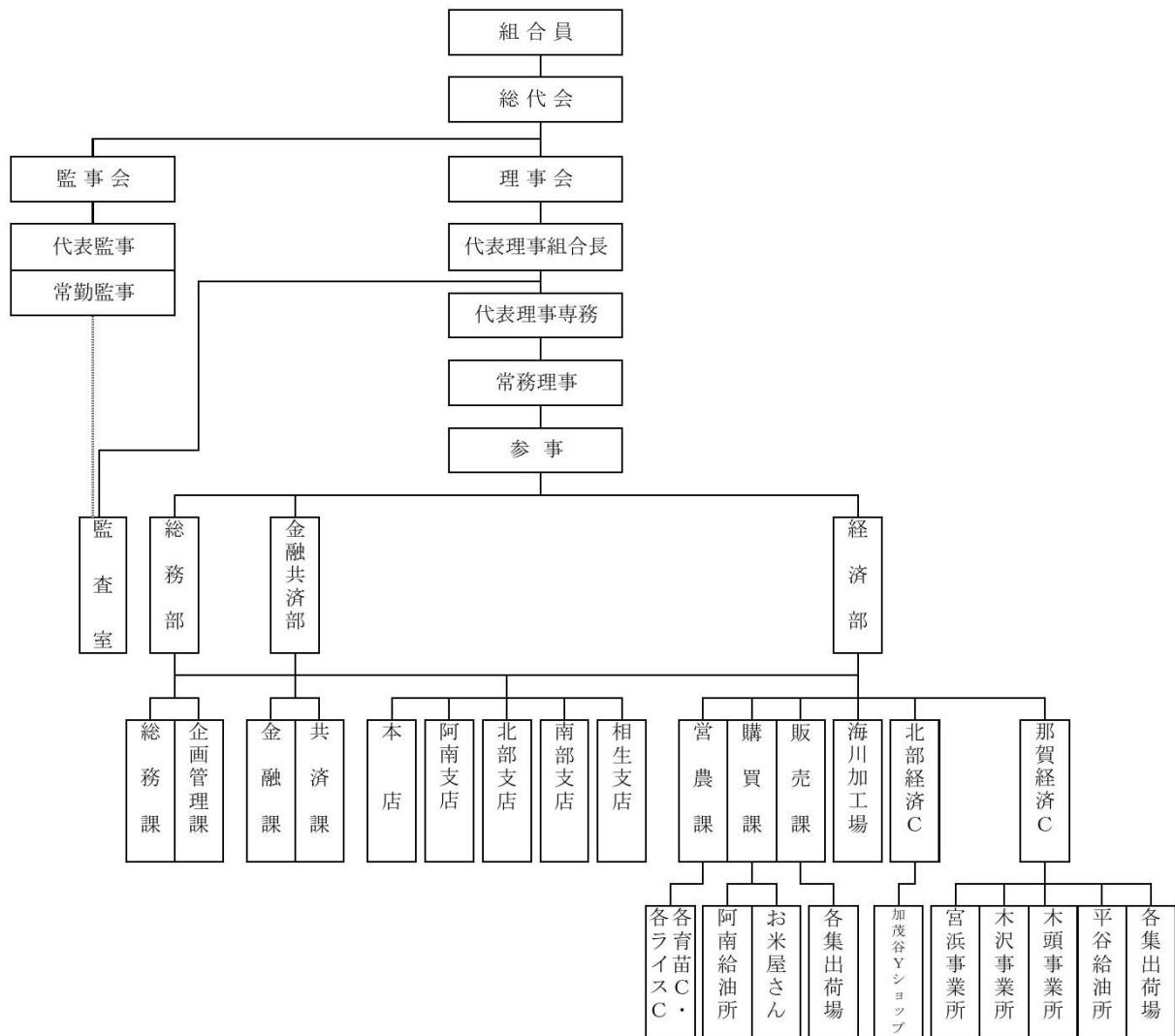
【J A の 概 要】

1. 組合員数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	増減
正組合員数	9,105	8,804	△ 301
個人	9,081	8,780	△ 301
法人	24	24	0
准組合員数	3,262	3,182	△ 80
個人	3,230	3,149	△ 81
法人	32	33	1
合計	12,367	11,986	△ 381

2. 機構図



3. 役員構成（役員一覧）

(令和5年7月1日現在)

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	木村 晃	常 勤	有	県中央会理事、信用連・厚生連経営管理委員、全共連県本部・全農県本部運営委員
代表理事専務	秦野 肇	常 勤	有	信用・共済事業担当
常 務 理 事	田中 覚	常 勤	無	経済事業担当
理 事	打樋 昌之	非常勤	無	
〃	原 務	非常勤	無	
〃	吉田 勝義	非常勤	無	
〃	岩戸 敦子	非常勤	無	
〃	仁木 英介	非常勤	無	
〃	佐々 正純	非常勤	無	
〃	中西庄次郎	非常勤	無	県中央会・信用連・厚生連・農業信用基金協会会长、全共連県本部・全農県本部運営委員、株JA徳島情報センター社長
〃	吉本 敏弘	非常勤	無	
〃	炭谷 幸男	非常勤	無	
〃	水口 隆起	非常勤	無	
〃	竹原 廣紀	非常勤	無	
〃	椿谷 敏幸	非常勤	無	
〃	久禮羽 哲	非常勤	無	
〃	東谷 浩	非常勤	無	
〃	吉田 敏美	非常勤	無	
〃	山下 勝也	非常勤	無	
〃	美間 敏子	非常勤	無	
〃	森 不二	非常勤	無	
〃	宮崎 生大	非常勤	無	
代 表 監 事	稻澤 弘一	非常勤		
常 勤 監 事	小森 英彦	常 勤		
監 事	湯浅 恵次	非常勤		
〃	高島 武己	非常勤		
〃	谷 保則	非常勤		員外監事

4. 組合員組織の状況

(令和5年3月31日現在)

組織名	構成員	組織名	構成員
年金友の会	7,037名	平谷ゆず部会	20名
女性部	882名	海川ゆず部会	16名
青壯年部	41名	木沢花卉部会	13名
(統一部会)		木沢ゆず部会	41名
椎茸部会	5名	木頭花卉部会	14名
筍部会	348名	木頭椎茸生産部会	5名
畜産部会	9名	(研究会他)	
洋人参部会	14名	都忘れ研究会	2名
ハウスミカン部会	19名	ネギ研究会	9名
すだち部会	47名	ハウス落研究会	3名
胡瓜部会	26名	菜の花研究会	142名
水稻部会	1,772名	カブ研究会	5名
桑野新野苺部会	12名	プロッコリー研究会	19名
加茂谷苺部会	11名	オクラ研究会	65名
チンゲン菜部会	13名	徳島サンチュ研究会	12名
トマト部会	1名	キウイフルーツ研究会	11名
洋蘭部会	7名	梅研究会	9名
鶯敷苺部会	6名	大野落研究会	5名
鶯敷ハウス落部会	3名	中晩柑研究会	14名
鶯敷ハウスすだち部会	1名	福井苺研究会	3名
鶯敷すだち・ゆこう・ゆず部会	25名	椿甘夏研究会	4名
相生けいとう部会	52名	新野サンチュ研究会	13名
相生フリージア・コワニ一部会	11名	宮浜ゆず研究会	24名
相生シャクヤク部会	35名	木頭山の幸研究会	26名
相生おもと部会	27名	木頭果樹研究会	98名
相生菜の花部会	35名	古屋谷花木生産組合	14名
相生ゆず・すだち部会	24名	七草研究会	2名
相生ひまわり部会	9名	アスパラ研究会	5名
上那賀葉わさび部会	5名	阿南高設苺生産研究会	2名

5. 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

6. 地区一覧

阿南市及び那賀郡那賀町の区域。ただし、阿南市那賀川町及び阿南市羽ノ浦町の区域を除く。

7. 沿革・歩み

平成 3年 9月 1日	5農協（阿南市、阿南大野、加茂谷、桑野、橋町）合併、新生阿南市農協発足
平成 3年12月31日	貯金額400億円達成
平成 5年 4月 1日	購買事業電算化構築、シンボルマーク設定
平成 6年 4月 1日	経済事業機構改革（購買・営農販売センター）販売部門電算化構築
平成 7年 8月 7日	貯金額500億円達成
平成 8年 6月 3日	合併研究会（阿南市1農協）
平成 9年 4月 1日	阿南市一円（阿南市、椿、福井、新野）合併、貯金額658億円
平成10年 3月26日	総合センター完成（アグリあなん）
平成12年 3月31日	事業用土地の再評価実施
平成13年 7月 1日	J A徳島なかと合併、阿南農業協同組合発足（本所、22支所）
平成16年 6月11日	本所移転（阿南市桑野町上張）
平成18年 5月29日	支所統廃合（1本部・9本支店・4事業所）
平成19年 5月20日	南部健康運動公園内にアグリあなんスタジアム（命名権取得）
平成20年 2月 2日	アグリふれあい農園開園
平成20年12月 1日	JASS-PORT阿南（セルフ給油所）営業開始
平成25年12月21日	貯金額1,000億円達成
平成26年 3月25日	木沢事業所（Yショッピング）営業開始
平成26年 4月 1日	愛称変更「J Aアグリあなん」
平成26年10月14日	農機センター開設
平成28年 4月 1日	農業経営事業開始
平成29年 4月26日	南部健康運動公園内にJAアグリあなんテニスコート（命名権取得） 南部健康運動公園内にJAアグリあなんキッズ広場（命名権取得）
平成31年 4月 1日	県域電算システム導入
令和 2年 1月 1日	J A農機協同事業体（JA・県域一体）運営開始
令和 2年 3月 9日	J Aアグリお米屋さん営業開始
令和 2年 3月16日	加茂谷Yショッピング営業開始
令和 3年 2月 5日	北部経済センター完成（アグリエール）
令和 4年 5月20日	南部健康運動公園内にJAアグリあなん運動公園（命名権取得） 南部健康運動公園内にJAアグリあなん陸上競技場（命名権取得）

令和 4年 6月 6日	那賀経済センター移動購買店舗車「スマイル号」運用開始
令和 4年10月10日	那賀経済センター新店舗営業開始
令和 4年10月17日	那賀地区に移動金融店舗車「ふれあい号」運用開始
令和 5年 1月19日	宮浜事業所営業開始

8. 店舗等のご案内

(令和5年6月末 現在)

店舗名	住 所	電話番号	店舗内ATM設置台数
本部	阿南市桑野町上張15	0884-26-1814	
本店	阿南市桑野町上張15	0884-26-0341	
阿南支店	阿南市領家町野神311番地4	0884-22-1410	1台
北部支店	阿南市上中町岡288番地4	0884-22-0782	1台
南部支店	阿南市福井町大西150番地1	0884-34-2031	1台
相生支店	那賀郡那賀町延野字王子14番地1	0884-62-0034	1台
北部経済センター	阿南市中大野町北傍示447番地1	0884-22-1007	
加茂谷Yショップ	阿南市吉井町賀美40番地1		1台
那賀経済センター	那賀郡那賀町延野字王子16番地1	0884-62-0014	
(宮浜事業所)	那賀郡那賀町小浜224番地1	0884-63-0280	1台
(木沢事業所)	那賀郡那賀町木頭字広瀬5番地3	0884-65-2211	1台
(木頭事業所)	那賀郡那賀町木頭和無田字シモマツギ19番地	0884-68-2112	1台
お米屋さん	阿南市西路見町江川1番地7	0884-22-5558	
JASS-PORT 阿南	阿南市西路見町元村102番地1	0884-22-9548	
平谷給油所	那賀郡那賀町大殿字上川端33番地6	0884-67-0800	
海川加工場	那賀郡那賀町海川字ナカセ1番地	0884-67-0377	
農機センター	阿南市長生町西方304番地2	0884-49-3333	

(店舗外ATM設置場所)

見能林ATM	阿南市見能林町志んじやく15番地4	鳥海印刷(有)様 横
阿南医療センターATM	阿南市宝田町川原6番地1	阿南医療センター内
桑野ATM	阿南市桑野町中野120	徳島県農業共済組合南部支所前
橘 ATM	阿南市橘町東中浜84番地44	徳島大正銀行橘支店前
椿 ATM	阿南市椿町庄田5	旧椿事業所跡
新野ATM	阿南市新野町片山43番地1	新野給油所跡地
鷺敷ATM	那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1	那賀町役場前
もみじ川温泉前ATM	那賀郡那賀町大久保字西納野9番地3	もみじ川温泉前

